

事務連絡
令和2年6月5日

障害児通所支援事業所各位

芦屋市こども・健康部子育て推進課

学校再開後の障害児通所支援事業所の対応について

平素より本市の福祉行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

特に、新型コロナウイルス感染症防止対策として、学校園の臨時休業に伴い、各事業所におかれましては、開所時間の延長等に多大なご尽力・ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

このたび、芦屋市では、市立学校等が6月1日から分散登校により再開されることとなりました。

つきましては、学校再開後の障害児通所支援事業所の取扱いについて、下記の通り対応をお願いいたします。なお、下記2、3、4の取扱いは、放課後等デイサービス事業所に限ります。

記

1. サービス提供について

緊急事態宣言が解除されたことに伴い、事業所内における通所利用の自粛は終了とします。

2. 放課後等デイサービスの基本報酬について

分散登校を実施している期間の報酬単価は、学校休業日単価を適用することとします。市や学校種別によって分散登校期間が異なりますが、分散登校となっている児童と、通常通り学校に登校する児童が混在する場合も、全部を休業するものとして、芦屋市への請求は引き続き学校休業日単価を適用してください。

学校休業日単価の取扱いの適用については、地域すべての学校が通常通りの登校となってから一定期間を置いた上で終了することとしておりますので、終了日については別途通知することと致します。

3. 放課後等デイサービスの5月以降の利用者負担及び報酬請求の取扱いについて

別途お知らせしている「新型コロナウイルス感染症防止に関連する放課後等デイサービス利用等に関する5月以降のサービス提供分に係る利用者負担及び報酬請求の取扱いについて」（令和2年6月4日付芦屋市こども・健康部子育て推進課）の通りです。

4. 放課後等デイサービスの支給量について

学校再開に伴い、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休校に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」（令和2年3月3日付芦屋市こども・健康部子育て推進課事務連絡）でお示ししている、受給者証の「夏休み期間の日数」の取扱いについては、終了とします。

ただし、分散登校により、自宅で1人で過ごすことが難しい等やむを得ない事情がある場合には、継続して夏休み期間の日数の取扱いを認めます。その場合、サービス提供の記録（日時・時間）を必ず行ってください。

5. 電話等による代替的支援の取扱いと注意点について

引き続き継続とします。なお、電話等による支援は、通常の支援の提供の代替手段という位置づけであるので、サービス等利用計画に基づいた利用予定日に提供を行うことを基本とします。同一日にサービス提供が重複した場合、1日に報酬請求できる事業所は1事業所のみとなりますので注意してください。

6. 定員超過利用減算、人員欠如減算の取扱いについて

引き続き適用しない取扱いとします。ただし、安全・衛生管理については十分に配慮し、人員基準等を著しく欠いた運用とならないようご注意ください。

7. その他

- ・ ご不明な点については市へお問い合わせください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う利用者の利用自粛により、収入等が20%以上減額した市内事業所に対し、事業継続支援金を支給します（1法人あたり30万円（上限））。申請方法等はホームページをご確認ください。

<http://www.city.ashiya.lg.jp/shougai/korona/jigyokeizokusien.html>

（連絡先）

芦屋市こども・健康部子育て推進課

電話 0797-38-2045（直通）